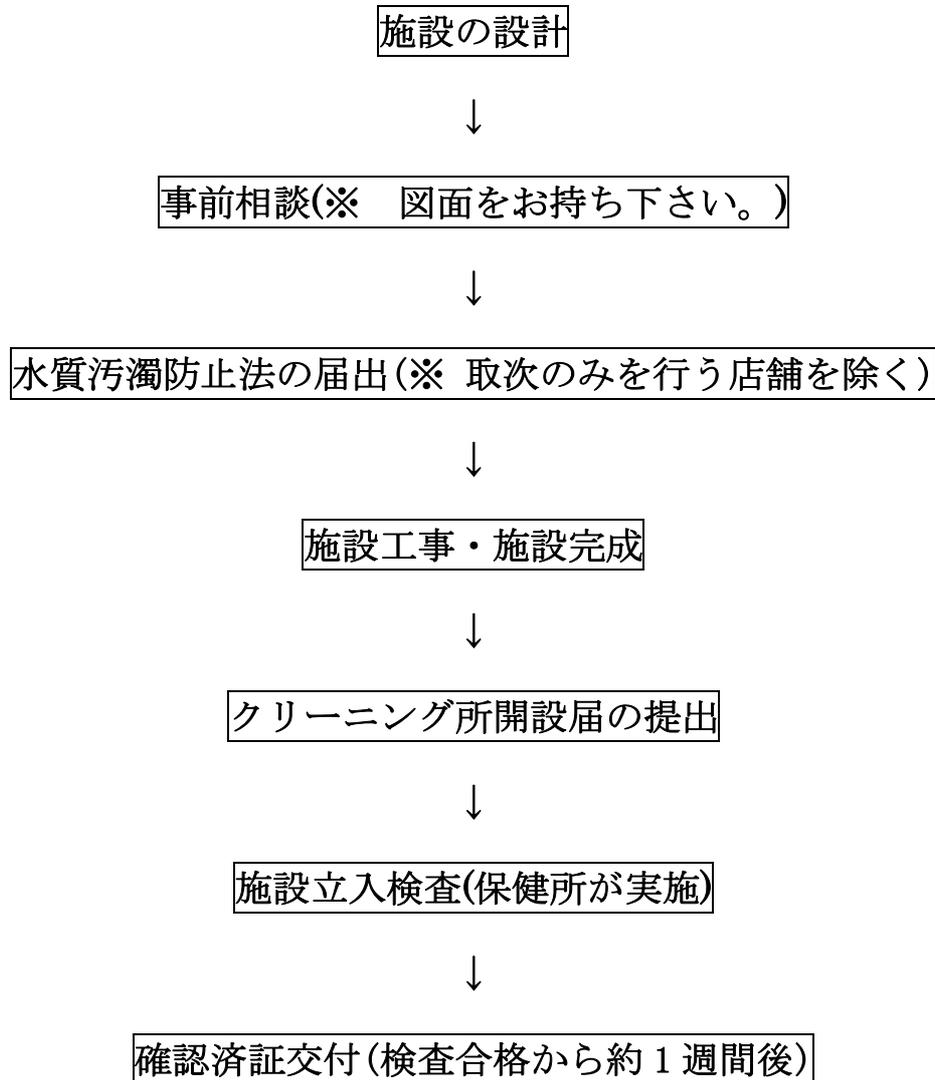


# クリーニング所開設の手引き

## 手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)でクリーニング所を開設するためには、クリーニング業法等の構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(第1号様式)により保健所長にクリーニング所開設届を提出し、大分県知事の確認を受ける必要があります。

- ※1 構造基準に適合していない場合は、確認済証の交付を受けることができません。施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。
- ※2 洗濯を行うクリーニング所は、建築基準法第48条の規定に基づき、都市計画で定められている用途地域により、立地が制限される場合があります。詳しくは、中津市建築指導課(TEL: 代表電話の0979-22-1111にかけて建築指導課につないでもらう)又は宇佐市建築住宅課(TEL: 0978-27-8182)にご相談ください。

# クリーニング所開設届 提出書類一覧表

書類区分	書類名	内容	チェック
申請書	開設届出書 第1号様式	「届出書の記載例」「記入上の注意」を参考にして記入してください。	
添付書類	1	付近の見取り図	
	2	施設平面図	寸法を記入してください。
	3	営業者及び従事者名簿	
	4	法人にあっては、定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書	届出者の情報を確認するための書類です。
	5	無店舗取次店にあっては「業務用車両の車検証の写し」と「車両の保管場所の地図」	お店を構えずに、車両を使用してクリーニング所取次店を開設する場合に必要です。
	6	クリーニング師免許証の写し	免許証の登録番号を確認するために必要です。取次店のみを開設する場合は不要です。
	7	届出者が、他にクリーニング所や無店舗取次所を開設している場合は、当該クリーニング所に関する書類	クリーニング業法施行規則第2条で定められた事項です。
		手数料 (※無店舗取次店は無料)	16,000円。 <u>現金で納付すること。</u>

- ※ 届出書の記入上の注意                    . . . P. 3
- 届出書の記載例                                . . . P. 4～P. 7
- 添付資料解説                                  . . . P. 8～9
- クリーニング所の基準                        . . . P. 10
- 営業開始後の手続き等                       . . . P. 11～P. 12

# クリーニング所開設届の記入上の注意

## 1 届出書（第1号様式）の記入方法について

### (1) 住所、氏名、生年月日

個人の場合は、「本籍」「現住所」「氏名」「生年月日」を記入。

法人の場合は「登記された主たる事務所の所在地」「法人名」「代表者氏名」「代表者の生年月日」を記入。

原則として、略字、略号等は記入しないようにしてください。

(例：〇〇町2-1の6は〇〇町二丁目1番6号)

※ 国、地方公共団体等が申請する場合は、原則として当該団体の長が申請してください。ただし、法令や内部規則などで管理・経営責任が下部に委任されている場合は、その受任者でもかまいませんが、それを証するもの(事務委任規則等の写し)を添付してください。

### (2) 名称

お店の名前を記入してください。

### (3) 所在地

同一施設の所在地が2つ以上にまたがる場合は、そのすべてを記入してください。また、無店舗取次店については、営業しようとする市町村名をすべて記載してください。

### (4) 構造及び設備の概要

余白に、以下①～⑤のうち、該当するものを記入してください。

- |       |                        |          |
|-------|------------------------|----------|
| ① 取次所 | ② リネンサプライ              | ③ リネンと一般 |
| ④ 一般  | ⑤ 消毒を要する洗濯物を取扱うクリーニング所 |          |

### (5) 従業者数

「洗濯作業に従事する従業員」「洗たく物の受取及び引渡の業務に従事する従業員の数」を記入してください。

### (6) 消毒を要する洗濯物の取扱いの有無

消毒を要する洗濯物とは、以下の洗濯物のうち、引き渡しの前に消毒されていないものを指します。

- |   |   |
|---|---|
| ア | 感染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡された物                                |
| イ | 感染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で感染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの |
| ウ | おむつ、パンツその他これらに類するもの   |
| エ | 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの  |
| オ | 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの                           |



# 開設届記載例：洗濯を行うクリーニング所の場合

※施設付近の略図		※施設の平面図(区画毎に長さをメートルで記入してください)							
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">                     地図を別に添付する場合は「別添参照」と書いてください。                 </div>		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold; display: inline-block;">                         別添図面がある場合は「別添参照」と書いてください。                     </div>							
区分	保健所 確認欄	状 況							
営業者の衛生措置等	構造設備	隔壁、ついたて等により、住居、他の営業の用に供する施設と区分されている。 洗い場面積 <span style="color: red;">15</span> m <sup>2</sup> 仕上げ場面積 <span style="color: red;">15</span> m <sup>2</sup>							
	洗 場	洗い場床面は( <span style="color: red;">コンクリート</span> )張で築造され、適当なこう配と排水口が設けられており、排水も良好である。							
	用途別処理	洗濯物の用途に応じて処理の区分がなされている。							
	洗濯物の区分	洗濯物は処理前のものと処理後のもので区分されている。							
	機器、設備	洗濯機 <span style="color: red;">3</span> 台、脱水機 <span style="color: red;">3</span> 台、ドライ機 <span style="color: red;">1</span> 台 その他( )							
説明義務	苦情申出先	苦情申出先となるクリーニング所の名称、所在地、電話番号が店頭に掲示され、当該掲示事項を記載した書面を備えている。							
施設電話番号		0979-22-2210		FAX、メールアドレス		FAX:0979-22-2210、E-mail:a12098@pref.oita.lg.jp			
水質汚濁防止法特定施設の届出について						完 ・ 未了			
設置場所は公衆衛生上						支障あり ・ 支障なし			
洗濯排水の放流先						<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;">                             記入してください。                         </div>			
従事者数		名 (内クリーニング師		名)					
消毒を有する洗濯物の取扱いの有無						有 ・ 無			
(有の場合:消毒方法									
建物の様式		造		階建 (施設は		階にある)			
調査 (		年 月 日 )		1 基準に合致		2 不適			
意見等									
年 月 日		環境衛生監視員						(印)	
その他の事項				行政処分					

(クリーニング取次)

開設届記載例：取次のみを行うクリーニング所の場合

伺	所長	健康安全企画課長	衛生課長	班 総 括	班 員	起 案 者
<p style="text-align: center;">指 令 第 号</p> <p>本届出のあった構造設備については、クリーニング業法第3条第2項及び同条第3項の規定による措置を講ずるに適することを確認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大分県 保健所長</p>						
第1号様式(第2条関係)						受 付
ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届						
令和5 年 12 月 13 日						
大分県知事 殿						
<p>「本籍」「住所」とともに住民票や運転免許証に書いてあるとおり記入してください。 (※ 住民票に「1丁目10番42号」と記載されているときは、1-10-42と省略して記入しないこと！)</p>						
<p>本籍 大分県中津市中央町1丁目10番42号</p> <p>営業者 住所 大分県中津市中央町1丁目10番42号</p> <p>氏名 荒井 隅三</p> <p>昭和53 年 1 月 1 日生</p>						
<p>下記のとおりにクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
名称	荒井クリーニング中津店		所在地	大分県中津市中央町1丁目10番42号		公印押印済
開設の予定年月日	令和2年11月3日		構造及び設備の概要	別紙のとおり		
管理人	本籍	大分県中津市中央町1丁目10番42号		氏 名	荒井 隅三	
	住所	大分県中津市中央町1丁目10番42号		生年月日	昭和53年1月1日	
クリーニング師である従事者	本籍		氏名	登録番号	第 号	
	住所		生年月日	登録年月日	. .	
	本籍		氏名	登録番号	第 号	
	住所		生年月日	登録年月日	. .	
従事者数	2人					起案年月日
洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所					該当	非該当
消毒を要する洗濯物の取扱いの有無					有	無
添付書類	1 クリーニング所の位置及び構造設備の概要を示す図面					年 月 日
	2 営業者が法人にあつては、登記事項証明書					年 月 日
	3 クリーニング業法施行規則第2条に規定する書類					廃止年月日
備 考	1 営業者が法人の場合は、営業者の欄にその名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名を記載すること。					年 月 日
	2 届出時に従事するクリーニング師のクリーニング師免許証を提示すること。					※太枠内のみ記入

# 開設届記載例：取次のみを行うクリーニング所の場合

※施設付近の略図		※施設の平面図(区画毎に長さをメートルで記入してください)					
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">                     地図を別に添付する場合は「別添参照」と書いてください。                 </div>		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold; text-align: center;">                     別添図面がある場合は「別添参照」と書いてください。                 </div>					
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">                         記入してください。                     </div>			
				区 分	保健所 確認欄	状 況	
				営業者の 衛生措置等	構造設備	隔壁、ついたて等により、住居、他の営業の用に供する施設と区分されている。  <div style="text-align: right;">取次所面積 <span style="color: red;">15 m<sup>2</sup></span></div>	
説明義務	洗濯物の区分	洗濯物は処理前のもので処理後のもので区分されている。 伝染性の疾病の病原体に汚染のおそれがある洗濯物は、他の洗濯物と区分されている。					
説明義務	苦情申出先	苦情申出先となるクリーニング所の名称、所在地、電話番号が店頭に掲示され、当該掲示事項を記載した書面を備えている。					
施設電話番号	0979-22-2210	FAX、メールアドレス	FAX:0979-22-2210、E-mail:a12098@pref.oita.lg.jp				
設置場所は公衆衛生上		支障あり・支障なし					
建物の様式		造	階建（施設は 階にある）				
調査（		年 月 日	1 基準に合致 2 不適				
意見等	記入してください。						
年 月 日	環境衛生監視員		(印)				
その他の事項		行政処分					

## 2 添付書類について

### (1) 付近の見取り図

営業施設の他に、学校、児童福祉施設等の位置、主要道路、建物等を記載したものを提出してください。地図の写しでもよいです。

### (2) 施設平面図

受取及び引渡場所、各種機械、戸棚等の位置を図示したものを作成してください。なお、寸法を必ず記載してください。

### (3) 営業者及び従事者名簿

届出書表面の「クリーニング師である従事者」の欄に、クリーニング師である従業員(※ 営業者がクリーニング師で、クリーニング業務に従事する場合は、営業者も含む)の氏名、生年月日、住所を記入してください。なお、記入が困難な場合は、別途、名簿を作成して添付してください。

### (4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書

・・・と書いていますが、以下のとおり書類を準備してください。

個人の場合は、運転免許証や住民票等を呈示してください。

法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。

### (5) 無店舗取次店にあつては「業務用車両の車検証の写し」と「車両の保管場所の地図」

お店を構えずに、車両を使用してクリーニング所取次店を開設する場合は当該車両の「車検証の写し」と、「車両の保管場所の地図」を添付してください。

### (6) クリーニング師免許証の写し

原本を確認しますので、写しとともに原本もお持ち下さい。

### (7) 届出者が、他にクリーニング所や無店舗取次所を開設している場合は、当該クリーニング所に関する書類

他にクリーニング所を営業している場合は、店舗ごとに以下の事項が記載された書類を作成し、添付してください(様式任意)。

- |   |   |
|---|---|
| ア | クリーニング所又は無店舗取次店の名称                              |
| イ | クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 |
| ウ | 従事者数  |
| エ | 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名                         |

### 3 手数料について

手数料として、**16,000 円が必要です。**

※ 無店舗取次店は手数料が不要です。

# クリーニング所の基準について

## 【構造設備に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、 <u>業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも1台備えること。</u> (※ 脱水機の機能を有する洗たく機を備える場合は、脱水機を別に備える必要はありません。)	
2	<u>洗場については、床が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。</u>	施設内の衛生保持 地下水の汚染防止
3	クリーニング所は、 <u>隔壁、ついたて等により、住居、他の営業の用に供する施設等と区分すること。</u>	クリーニング所内の衛生保持

※ 1及び2は、クリーニング取次店には適用されません。

## 【衛生に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと	施設内の衛生保持
2	<u>洗たく物を洗たく又は仕上を終わったものと終らないものに区分しておくこと。</u>	洗濯後の洗濯物の汚染防止
3	感染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物(※ P.3に記載した「 <u>消毒を要する洗濯物</u> 」参照)を <b>取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。</b> (※消毒の効果を有する方法で洗濯を行う場合は、事前の消毒は不要)	感染症の蔓延防止
4	従業員が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨をクリーニング所を管轄する保健所長に届け出て、その指示に従うこと。	
5	法第9条に規定する業務に従事する者に対して結核又は感染性の皮膚疾患に係る健康診断を受けさせるよう保健所長から指示があった場合には、その指示に従うこと。	

# 営業開始後の手続き等

## 【講習会の受講】

クリーニング業法第8条の2(クリーニング師の研修)及び第8条の3(業務従事者に対する講習)により、クリーニング所に従事する従業員に対して、3年を超えない期間ごとに研修等を受講させる必要があります。

対象者	研修等を受けるタイミング
クリーニング師	(1) 業務に従事し始めてから1年以内 (2) (1)を受講した後は、3年を超えない期間ごと
クリーニング師以外の業務従事者で、衛生管理者として選任された者	(1) クリーニング所を開設してから、1年以内 (2) (1)を受講した後は、3年を超えない期間ごと (※ 衛生管理者は、 <b>業務従事者5人につき1人以上の割合で選任する</b> 必要があります。)

取次店についても従事者講習の受講義務は発生します。

## 参考：研修受講のイメージ

クリーニング師が研修を受講しているため、従事者講習は受講しなくてもよい。

従業員数が6名に増えたため、従事者講習の受講義務が発生

業務従事者名簿		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1	クリーニング師 A	○	-	-	○	-
2	従事者 B (衛生管理者)	-	○	-	-	○
3	従事者 C	-	-	-	-	-
4	従事者 D	-	-	-	-	-
5	従事者 E	-	-	-	-	-
6	従事者 F	-	-	-	-	-
7	従事者 G	-	-	-	-	-
従事者数		5人	6人	7人		
研修を受ける必要がある人数		1人以上	2人以上 (※ クリーニング師1名が研修を受講しているため、1名が講習を受講すればよい)			

## 【利用者に対する説明義務】

クリーニング業法第3条の2により、以下の義務が定められています。

- (1) 利用者に対して、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めること。
  - (2) 店頭で「クリーニング所の名称」「所在地」「電話番号」を掲示すること。
  - (3) 苦情の申出先を記載した書面を、利用者に配布すること。
- (※ 書面には、「クリーニング所の名称」「所在地」「電話番号」「車両の保管場所(※ 無店舗取次店の場合に限る)」を記載してください。

**【変更届出書の提出】**

以下の事項を変更した場合は、変更届出書(第5号様式)を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
クリーニング所の名称	お店の名前を変更したとき	
氏名又は名称	【個人の場合】 氏名、住所 (※ 名前が変わった場合のみ) 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、住所	<u>営業者が変わる場合は、「地位承継届」か「新規の開設届」が必要です。</u> 変更内容が確認できる書類の呈示をお願いします。
クリーニング所の所在地	町名変更等により住所が変更される場合に限ります。	<u>クリーニング所の移転は、新規の開設届出が必要</u>
消毒を要する洗濯物の取扱いの有無	「消毒を要する洗濯物」の取扱いを新たに始める場合 又は、取扱いをやめる場合	
管理人	管理人の雇用・解雇	クリーニング師の変更の場合は、クリーニング師免許証を呈示してください。
クリーニング師	クリーニング師の雇用・解雇	
業務従事者	業務従事者の雇用・解雇	
無店舗取次店の業務用車両	業務用車両の自動車登録番号 又は 車両の保管場所	車検証の写しや保管場所周辺地図を添付すること
無店舗取次店の営業区域	営業をしようとする市町村	

以下の事項を変更する場合は、事前に保健所に相談してから、変更届出書(第5号様式)を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
クリーニング所の構造設備	洗濯機の購入、洗濯機の入替え等	<u>図面や洗濯機のカatalogの写し等をもって、事前に保健所に相談してください。</u>
営業形態	(1) 取次店→洗濯物を処理するクリーニング所への変更 (2) 洗濯物を処理するクリーニング所→取次店への変更	

**【感染症に関する届出の提出】**

クリーニング所の従業員が、結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を北部保健所に届出して、その指示に従ってください。  
(※ 様式を定めていませんので、任意の様式で届出書を提出してください。)

**【廃止届出書の提出】**

クリーニング所を廃止したら、廃止届出書(第7号様式)を提出してください。